



受理番号 第 23 号

受理日 平成 29 年 7 月 19 日

29 環改車第 266 号

平成 29 年 7 月 18 日

一般社団法人 日本建設機械施工協会 会長 殿

東京都知事  
小池 百合子



「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」の改正の周知について（依頼）

日頃から東京都の環境行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 17 年法律第 51 号）が一部改正され、特定特殊自動車の使用者に対する一部事務が平成 29 年 4 月 1 日から都道府県に委譲されました。

このことについて、下記のとおり貴団体会員に改めてお知らせいただけますよう、よろしくお願いいたします。

## 記

### 1 改正の趣旨

特定特殊自動車（いわゆるオフロード車）の使用者に対する技術基準適合命令等について、国から使用現場に近い都道府県へ移譲することで、指導監督体制の充実に資するものとする。

### 2 改正の内容

国の地方支分部局が担ってきた特定特殊自動車の使用者に対する以下の事務を、自治事務として都道府県に移譲する。ただし、報告徴収及び立入検査については、引き続き国も実施することが可能とする。

- ・技術基準適合命令（法第 18 条第 1 項）
- ・指導及び助言（法第 28 条第 2 項）
- ・報告徴収（法第 29 条第 2 項）
- ・立入検査（第 30 条第 2 項）

### 3 東京都における問合せ先

環境局 環境改善部 自動車環境課 黒煙ストップ 110 番  
03-5388-3590

※なお、特定特殊自動車の使用者が都道府県を跨って活動する、特定特殊自動車が移動する場合等においては、原則として「現に使用されている場所」を所管する都道府県が主体となります。

[担当]

東京都環境局環境改善部自動車環境課規制監察担当

電話番号：03-5388-3510